

よくある質問

1. 運行管理者や整備管理者は必要ですか？

貨物軽自動車運送事業では運行管理者の選任義務はありません。ただし、営業所ごとに使用する事業用自動車が10台以上になる場合は整備管理者の選任が必要です。

※整備管理者の選任に関する事は、管轄の運輸支局検査整備保安部門にご確認ください。

2. 安全運転管理者は必要ですか？

営業所ごとに使用する自動車が5台以上になる場合は選任が必要となる場合があります。詳細は営業所を管轄する警察署にお問い合わせください。

3. 黄色ナンバーから黒ナンバーにするとき車検を取り直さないといけませんか？

車検はそのまま引き継げるので再受検する必要はありません。

4. 仕事を取って複数の軽貨物運送事業者に外注したいのですが利用運送の許可等は必要ですか？

利用運送の認可や登録が必要なのは一般または特定貨物自動車運送事業者が外注を使う場合のみです。軽貨物運送事業者が他の軽貨物運送事業者に仕事を外注する場合、利用運送の許可や登録は必要ありません。

5. 届出について、費用はかかりますか？

届出について費用はかかりませんが、車検証・ナンバープレートの交付等については別途費用がかかります。詳しくは軽自動車検査協会までお訊ね下さい。

6. 何台から貨物軽自動車運送事業はできますか？

貨物軽自動車運送事業は1台から事業可能です。

7. 届出してすぐに連絡書の発行はできますか？

届出の記載事項に問題が無く、車両の諸元が確認できる書類をご持参いただいている場合、その場で連絡書を発行できます。

※車両の諸元が確認できる書類

(従来の紙の車検証の場合) 車検証本通またはその写し

(電子車検証の場合) 電子車検証の本通及び自動車検査証記録事項

8. 車検証がない場合は？

新車の場合は完成検査終了証等、車両の諸元が分かる書類をご持参ください。特別な事情で車検証等が持参できない場合は管轄支局までご相談ください。

9. 遠方なので郵送で対応してもらえますか？

基本的に窓口対応となります。郵送での対応については、管轄する運輸支局輸送部門にお問い合わせください。

10. 5ナンバー(軽乗用)の車両で貨物軽自動車運送事業はできますか？

令和4年より、軽乗用車も貨物軽自動車運送事業の用に供することが可能となりました。なお、軽乗用車を使用する場合であっても、貨物軽自動車運送事業の経営届出を行った上で、軽自動車検査協会において事業用のナンバープレート(黒ナンバー)の交付を受けることが必要です。

※車検証の用途が「乗用」の場合、積載できる貨物の量は、(乗車定員－乗車人員) × 55kg であり、例えば、運転者1人のみで運

搬する場合は165kgまでとなります。手続きの前に、荷主等に積載量のご確認をお願いします。

1 1. 荷主(取引先)や銀行から、事業を行っている証明として「貨物軽自動車経営届出書」の控えを提出するよう言われましたが、紛失してしまったので再発行できますか？

届出書の控えの再発行はできません。その代わりにの措置として、運輸支局輸送部門に「証明願」を提出し、貨物軽自動車運送事業を営む者として届出されていることを証明する書面を発行することは可能です。詳細は管轄する運輸支局輸送部門までお問い合わせください。

1 2. 個人の場合「営業所の名称」はどうしたらいいですか？

特筆して付けたい名称がない場合は「本店」と記入して下さい。

1 3. 自動車車庫の広さはどれくらい必要でしょうか？

軽自動車1両あたり、「8㎡」以上の広さが必要です。

※参考 坪面積：1坪＝3.30579㎡

畳面積：1畳＝1.82405㎡

1 4. 運賃および料金について、どのように設定したらよいでしょうか？

運賃および料金の「種類」、「額」、「適用方法」について、利用者に対し不当となるおそれがないものを設定してください。

1 5. 一時的に車両が0両になる場合はどのような手続きが必要ですか？

車両数が「0両」となる場合は「廃止届出」を提出する必要があります。

※貨物軽自動車運送事業には、制度上「事業の休止」はありません。一旦、事業の「廃止届出」を提出し、再開する際に改めて「経営届出」を提出して下さい。

16. 貨物軽自動車運送事業の届出をした車両（黒ナンバー）で、有償で旅客を運送してもよいですか？

道路運送法第83条において禁止されています。旅客を有償で運送したい場合は、別途許可を得る必要があります。

17. 車体表示はどのように表示すればよいですか？

車両の『両側面』に『氏名・名称又は記号』を見やすいように表示してください。また表示方法の詳細は以下のとおりです。

- ・文字の大きさは、縦横10cm以上とすること。
- ・文字の色は、車両の色彩を考慮し見やすい色とすること。
- ・文字は、ペンキ、ステッカー等により横書きとすること。
- ・上記表示はマグネットシートによるものでも良い。

(例)

